

薩摩川内市個人情報保護法施行条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

薩摩川内市長 田 中 良 二



薩摩川内市条例第 3 1 号

薩摩川内市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第 4 条 開示決定等は、開示請求があった日から 1 5 日以内にしなければならない。ただし、法第 7 7 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 5 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 5 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第 1 項に規定する期間内

に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年薩摩川内市条例第13号）第2条に規定する薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(薩摩川内市個人情報保護条例の廃止)

第2条 薩摩川内市個人情報保護条例（平成17年薩摩川内市条例第57号）は、廃止する。

(薩摩川内市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の薩摩川内市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第13条第1項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第16条、第29条又は第36条の規定に

よる請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者又は旧条例第49条に規定する指定管理者（旧条例附則第3項の規定により読み替える公の施設の管理の委託を受けた者を含む。）が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者

- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（薩摩川内市情報公開条例の一部改正）

第5条 薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「職務」を「権限」に改める。

第7条第2号ウ中「地方公務員並びに」を「地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに」に改め、「氏名並びに」及び「（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を削り、同号エを削り、同条第3号中「独立行政法人」を「独立行政法人等」に改め、「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加え、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたも

のであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第7条第5号を削り、同条第6号中「実施機関」の次に「並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体」を加え、「おそれ又は」を「おそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「実施機関」の次に「又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公共的団体」を加え、同号ア中「許認可、試験又は徴税」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中「国又は地方公共団体」を「本市若しくは公社又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公共的団体」に改め、同号オ中「公営企業（」を「独立行政法人等、地方公営企業（」に改め、「をいう。）」の次に「又は地方独立行政法人」を加え、同号を同条第6号とする。

第14条第1項中「公社」の次に「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」を加える。

（薩摩川内市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 前条の規定による改正後の薩摩川内市情報公開条例第7条の規定は、前条の規定の施行後にされた開示請求について適用し、前条の規定の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

（薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第7条 薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年薩摩川内市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、市に、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号）第18条第1項（同条例第18条の2後段において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、情報公開に関する事項で実施機関（薩摩川内市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）が必要と認められるものについて調査審議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 薩摩川内市個人情報保護法施行条例（令和4年薩摩川内市条例第31号）
第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項各号に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、
情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関（情報公開に関
する事項については薩摩川内市情報公開条例第2条第1号の実施機関を、個
人情報保護に関する事項については薩摩川内市個人情報保護法施行条例第2
条第2項に規定する実施機関をいう。第7条において同じ。）に意見を述べ
ることができる。

第7条第1項中「第2号の事項（以下「審査請求に係る事項」という。）の
調査審議」を「第3号の規定による調査審議（第12条において「審査請求に
係る調査審議」という。）」に、「薩摩川内市個人情報保護条例第23条第1
項」を「法第78条第1項第4号」に、「同条例第33条第1項」を「法第
94条第1項」に、「同条例第40条第1項」を「法第102条第1項」に改
める。

第12条中「事項の」を削る。

（薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 前条の規定による改正後の薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条
例の規定は、前条の規定の施行後にされた諮問について適用し、前条の規定の
施行前にされた諮問については、なお従前の例による。